

令和8年度「落書き防止活動団体」へ物品助成のご案内

世田谷区では、「環境美化に関する条例」に基づき、落書き防止のための活動を行っている団体の皆様の活動を支援するため、落書き消し等に必要な物品の助成を行っております。

落書き消しの物品を希望される団体は、活動団体支援申請書を令和8年6月30日（火）までに環境保全課へご提出をお願いいたします。



1 支援の対象団体

地域において区民により組織され、落書き防止のための活動を継続的かつ自主的に行う団体

2 手続きの流れ ※ご不明な点は、下記【お問い合わせ先】にご相談ください。

- ① 「活動団体支援申請書」の提出（令和8年6月30日（火）まで）
※併せて、申請する物品のお見積り書（2社以上）、年度の活動予定計画をご提出いただきます。年間の活動計画に合わせて助成物品をお使いください。
- ② 支援の可否決定
※環境保全課にて審査を行い、可否を各団体の皆様へお知らせします。
- ③ 「物品助成申請書」の提出
※②により支援決定を受けた団体は、「物品助成申請書」をご提出いただきます。
- ④ 物品の支給
※指定された場所にお持ちします。物品受領後、速やかに受領書をご提出ください。
- ⑤ 当該年度の活動実績報告書の提出
※令和9年4月末までに環境保全課までご提出ください。

3 助成物品例

- | | | |
|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ペンキ用刷毛 | <input type="checkbox"/> ペンキ | <input type="checkbox"/> ウェス（雑巾） |
| <input type="checkbox"/> ローラー用バスケット | <input type="checkbox"/> 消去溶剤 | <input type="checkbox"/> ローラーハンドル及び取替用ローラー |
| <input type="checkbox"/> 軍手 | <input type="checkbox"/> ごみ袋 | <input type="checkbox"/> 布製ガムテープ |
| <input type="checkbox"/> ローラー用バケツセット | <input type="checkbox"/> その他（必要とする物品がありましたら下記【お問い合わせ先】へご相談ください） | |

4 その他注意事項

- ① 助成物品は、他の用途に使用しないでください。
- ② 活動実績報告書には、助成物品による活動内容をご記入ください。

【お問い合わせ先】 世田谷区環境政策部環境保全課
電話：03-6432-7137 FAX：03-6432-7981